

## 質問回答書

| 件名：令和7年度（繰越）雄国沼園地園路補修・補強設計業務  |   |
|---|---|
| 質問事項  | 回答  |
| 1. 本業務はどのような基準に基づいて委託料の積算を行っているか教えて下さい。見積り徴取による積算でしょうか。見積りでないとすれば、積算基準及び補正係数等をご回答できるようであれば、お示しください。   | ・本業務は「設計業務等標準積算基準書【自然公園編】」（以下、積算基準という）に基づき積算をしています。<br>補正係数は積算基準により決定しています。   |
| 2. 積算の基準となる設計書（金抜き）をお示しください。  | ・金抜き設計書を添付します。  |
| 3. 見積もり徴取による積算箇所について、積算方法が各社により大きく乖離する可能性があるため、内訳や金額をお示しできるようであればお知らせください。  | ・本業務で見積徴取による積算は行っておりません。  |
| 4. 国交省等の委託業務で示されている本業務の規模感を把握するための参考業務規模、または想定される一般的な技師Cに均したおおよその人工数をお示しできるようでしたらお知らせください。  | ・「国交省等の委託業務で示されている本業務の規模感を把握するための参考業務規模」等については、入札説明書、特記仕様書から逸脱した質問であるため回答できません。   |
| 5. 業務量の目安となる技師の種類と人工数をご回答できるようであれば、お示しください。   | ・別添の金抜き設計書を参照してください。  |
| 6. 最低制限価格は設定されていますでしょうか？  | ・最低制限価格の設定はありません。   |
| 7. 最低制限価格が設定されている場合、基準となる計算方法をお示しください。  |   |
| 8. 最低制限価格が設定されていない場合、総務省および国土交通省発の「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」では、公共工事に関する調査及び設計の発注についても、ダンピング受注の排除を図ることが求められています。そのため、全国のほとんどの自治体において最低制限価格を設定している中、どのように品質確保を講じる方策を立てられているか、また、受注者の労働環境をいかにして持続可能なものにし、上昇する人件費に対して価格転嫁を、発注者が公共の立場として先導していくつもりなのかをお示しください。 | ・ご指摘のとおり、総務省及び国土交通省の通知においては、調査・設計業務を含め、ダンピング受注の排除及び品質確保の徹底が求められています。<br>本業務の予定価格は、国土交通省が定める「設計業務等標準積算基準書」等の国の積算基準に基づき適正に算定しております。また、積算に当たっては、最新の「設計業務委託等技術者単価」を反映し、適正な価格形成に努めております。<br>なお、最低制限価格は設定しておりませんが、必要に応じて低入札価格調査を実施するとともに、履行体制の確認及び適切な監督・検査を行うことにより、業務品質の確保を図っております。<br>あわせて、公共発注者として、持続可能な事業環境の確保にも配慮しつつ、関係通知及び国土交通省「発注関係事務の運用に関する指針」の趣旨を踏まえ、適正な価格設定及び契約の適正な履行の確保に努めてまいります。 |

|  |  |
|--|--|
| <p>9. 想定する工事予算がありましたら、お知らせください。</p> <p>10. 想定する工事の整備水準（〇円/m<sup>2</sup>）をお知らせください。</p>   | <p>・本業務で検討する項目となります。</p>   |
| <p>11. 設計のベースとなる現況測量図は CAD での貸与可能でしょうか。</p> <p>12. 既存施設の構造図データは CAD 形式で貸与可能でしょうか？</p>  | <p>・図面は CAD データにての貸与を想定しています。</p>  |
| <p>13. 貸与資料のうち、令和4年度雄国沼園地園路再整備工事では、どのような設計をどのような理由で行ったか、整備の概要をお知らせください。</p>  | <p>・令和4年度雄国沼園地園路再整備工事は木道の不陸等、施設の老朽化が著しく利用者に支障を来していることから木道の撤去、再整備を行ったもので概要を以下に示します。</p> <p>木道設置 L = 282.2m<br/> 木道床板：合成木材<br/> 支柱・桁：アルミ押出型材<br/> 基礎：鋼管杭打ち込み式基礎</p> <p>木道撤去 1式</p>   |
| <p>14. 打合せ回数は3回とありますが、中間時は2回となっています。着手時と完了時を1回と考えると中間時は1回の誤りではないでしょうか？</p>   | <p>・中間打合せは2回を想定しています。</p> <p>・第8条の齟齬を修正した特記仕様書を添付します。</p>  |
| <p>15. オンラインでの打合せは可能でしょうか？</p>   | <p>・オンラインでの打合せは契約後の協議によります。</p>  |
| <p>16. 今回整備対象の木道について、どの部位にどのような破損が生じたか詳しい状況をご説明ください。</p>   | <p>・木道の破損状況は以下のとおり</p> <p>① 現場は湿地帯で大きく破損した個所は基礎が水没している。</p> <p>② 破損箇所は木道デッキ入口付近で山側斜面に近い位置にある。</p> <p>③ 木道デッキの部材破損は山側に偏っている。</p> <p>④ 床板は山側に折れて落下している。</p> <p>⑤ 縦桁は山側1本が大きく変形している。</p> <p>⑥ 支柱は左右2本とも沼側に傾いている。</p> <p>⑦ 杭基礎に大きな変形、沈下は見られない。</p> |
| <p>17. デッキの標準図を見ると基礎はピンファウンデーションと思われませんが、間違いないでしょうか？</p>   | <p>・図面より適宜判断されたい。</p>  |
| <p>18. この基礎は破損がないと考えてよろしいですか？</p>  | <p>・杭基礎に大きな変形、沈下は見られません。</p>   |
| <p>19. 対象のデッキは1m幅でこちらを影響幅1mとして考えると考えてよろしいですか？</p>  | <p>・木道の幅を影響幅としています。</p>  |
| <p>20. 施設規模の木道 L=20m のうち、損壊範囲は9mとありますが、ほぼ全体が損壊していますか？または、部分的に損壊箇所が見られる状況でしょうか？状況のわかる写真などがあれば、追加でお示ください。また、設計区間が20mである理由はなんでしょうか？</p> | <p>・写真をお示し出来かねますが、破損箇所は9mでほぼ全体が破損しています。</p> <p>設計範囲は前後の擦りつけも考慮し、20mと設定しています。</p>   |
| <p>21. 標準断面から床材は合成木材と見られますが、補修も合成木材を採用すると考えてよろしいでしょうか？</p>   | <p>・本業務で検討する項目となります。</p>   |
| <p>22. 対象のデッキはいつ工事されたものですか？</p>  | <p>・特記仕様書第21条に記載のとおりです。</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>23. 補修は材の交換を意図していると思われますが、解釈に誤りはないでしょうか？また、想定されている補強の意図を具体的にお知らせください。どのような理由で補強を行いたいと考えましたか？また、業務開始後に検討する内容だと思いますが、現段階では、発注者として補強とはどのような工事をイメージされていますでしょうか？</p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務で検討する項目となります。</li> </ul>   |
| <p>24. 本業務の積算基準は、『設計業務等標準積算基準書【自然公園編】』の「歩道」実施設計の標準歩掛を適用していると考えますが、間違いありませんでしょうか。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計業務等標準積算基準書【自然公園編】に基づき算出しています。</li> </ul>  |
| <p>25. その時「歩道」設計の標準歩掛の基準距離が 1km であり、本業務の設計規模 L=20m を適用すると非常に少額になります。積算上の設計規模は、L=20m で間違いありませんでしょうか。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添の金抜き設計書を参照してください。</li> </ul>  |
| <p>26. 特記仕様書の第 2 章、第 23 条（2）に、影響範囲 1m とありますが、これは今回設計対象となる木道のでしょうか？それとも、木道及びその周辺 1m と考えてよろしいでしょうか？具体的な範囲をお示しください。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添の金抜き設計書を参照してください。</li> </ul>  |
| <p>27. 仮に積算基準が『設計業務等標準積算基準書【自然公園編】』である場合、面積補正の考え方については記載がありますが、延長での補正の考え方は記載されていないようです。設計対象範囲は L=20m とするのか、それとも L20m より面積を算出し、それを設計範囲とするのか、もし可能であればお示しください。</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正係数は設計業務等標準積算基準書【自然公園編】に基づき算出しています。</li> <li>・別添の金抜き設計書を参照してください。</li> </ul>           |
| <p>28. 旅費・交通費の考え方についてお示しください。上述の『設計業務等標準積算基準書【自然公園編】』には、旅費交通費の考え方について「環境省旅費交通費取扱規則」に準じて積算すると記載されています。「環境省旅費交通費取扱規則」は一般的に入手できる資料でしょうか？もし可能であれば、当該資料のリンクや所在場所をお示しください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境省旅費交通費取扱規則」は一般に公開されておりません。</li> <li>・本業務の旅費・交通費算出については特記仕様書第 19 条に示す通りです。</li> </ul> |
| <p>29. 特記仕様書第 16 条「合同現地踏査」について、こちらはご提示頂いた中間打合回数（2 回？）に含まれると考えてよろしいでしょうか？</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・合同現地踏査の時期は発注後の協議により決定します。</li> <li>・打合せ回数には含まれておりません。</li> </ul>                        |